

令和3年8月契約分

次世代装備研究所

公共調達の適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品・役務等）及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年6月1日 行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開

付紙様式第4

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
目標モデル作成のための基礎検討役務 1件	分任支出負担行為担当官 防衛装備庁 次世代装備研究所 総務課長 中村 一弘 東京都世田谷区池尻1-2-24	令和3年8月24日	三菱電機株式会社 東京都千代田区丸の内2-7-3	4010001008772	本件の履行にあたっては、衛星搭載型2波長赤外線センサの研究試作のうち衛星搭載型2波長赤外線センサシステムに関する知識及び技術を有することが必要不可欠であるが、公募を実施した結果、本要件を満たすのは三菱電機1者のみであったため。（会計法第29条の3第4項）	同種の他の契約の予定価格を類推されるおそれがあるため公表しない	14,740,000	-					
スマート暗視センサの性能確認試験のための技術支援（その3） 1件	分任支出負担行為担当官 防衛装備庁 次世代装備研究所 総務課長 中村 一弘 東京都世田谷区池尻1-2-24	令和3年8月24日	日本電気株式会社 東京都港区芝5-7-1	7010401022916	本件の履行にあたっては、スマート暗視センサの研究試作における試作契約での成果を継承し、当該調達に必要な技術又は知識等を有することが必要不可欠であるが、常統的公示を実施した結果、本要件を満たすのは日本電気1者のみであったため。（会計法第29条の3第4項）	同種の他の契約の予定価格を類推されるおそれがあるため公表しない	13,508,000	-					
ステルス評価装置のフォロアアップの性能確認試験のための技術支援（1）（その1） 1件	分任支出負担行為担当官 防衛装備庁 次世代装備研究所 総務課長 中村 一弘 東京都世田谷区池尻1-2-24	令和3年8月26日	東芝インフラシステムズ株式会社 神奈川県川崎市幸区堀川町7-2-34	2011101014084	本件の履行にあたっては、ステルス評価装置の研究試作の機能、性能に関する知識が必要不可欠であるが、公募を実施した結果、本要件を満たすのは東芝インフラシステムズ1者のみであったため。（会計法第29条の3第4項）	同種の他の契約の予定価格を類推されるおそれがあるため公表しない	15,774,000	-					
ステルス評価装置のフォロアアップの性能確認試験のための技術支援（2）（その1） 1件	分任支出負担行為担当官 防衛装備庁 次世代装備研究所 総務課長 中村 一弘 東京都世田谷区池尻1-2-24	令和3年8月26日	東芝電波プロダクツ株式会社 神奈川県川崎市幸区小向東芝町1	1020001081053	本件の履行にあたっては、ステルス評価装置の研究試作の無線設備（空中線部、送受信部及び操作制御部等）に関する操作方法に関する知識が必要不可欠であるが、公募を実施した結果、本要件を満たすのは東芝電波プロダクツ1者のみであったため。（会計法第29条の3第4項）	同種の他の契約の予定価格を類推されるおそれがあるため公表しない	6,421,800	-					

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

（注）必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。